

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫
5番	松浦崇志	6番	出原賢治
7番	森田哲夫	8番	玉田正典
9番	中藪清志	10番	藤澤元之介
11番	清原良典	13番	中島貞次
14番	堀卓史	15番	首藤佳隆

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	井手典子		

説明のため出席した者の職氏名

町長	沖汐守彦	副町長	柴藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森文彰
生活福祉部長	藏屋一彦	経済建設部長	富岡泰造
教育次長	福井照子	財政課長	池田誠

（開議 午前10時00分）

○議長（首藤佳隆） 皆さんおはようございます。

令和8年第2回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年第2回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（首藤佳隆） 日程第1、一般質問を行います。

質問される議員諸君に申し上げます。

質問は通告に従い行ってください。質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のために申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快をお願いします。さらに、時間制に

より質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、山本順久議員。

○山本順久議員 おはようございます。

議席番号2番、公明党山本順久です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、中学校部活動の地域展開について。

中学校を対象とする部活動の地域展開が全国的に進められており、本町も令和8年9月から土日の部活動が地域展開される。太子町教育委員会管理課においては、部活動の地域展開を踏まえて中学生のスポーツ、文化活動の指導に関わっていただける指導者や地域クラブの募集をしてきた。生徒のスポーツ、文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、持続可能な取り組みにすることが大切であるとする。本町の中学校部活動の地域展開に向けての現状と展望について質問する。

(1)指導者（人材バンク登録者）の登録の状況は。

(2)生徒、保護者への周知はどのように行うのか。

(3)現在の部活動にはない新たな種目の創設についての考えは。

(4)指導者の報酬について、予算の確保は。

以上を質問いたします。

○議長（首藤佳隆） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 本町中学校部活動の地域展開についてお答えいたします。

(1)指導者（地域人材バンク登録者）と地域クラブ登録の現状についてでございますが、まず指導者人材バンクへは現在13名の方が登録されており、種目はバスケットボール、ソフトボール、バドミントン、バレーボール、吹奏楽となっております。地域クラブには、8クラブの登録があり、バドミントン、バレーボール女子、バスケットボール、剣道、合唱、バトントワリング、卓球の種目を地域クラブとして認定しております。

次に(2)生徒、保護者への周知でございますが、新入生につきましては各中学校の入学説明会に教育委員会事務局の職員が出席し、今後の部活動の地域展開の方針や方向性について新入生と保護者に説明いたしました。また、在校生につきましては1月に事務局職員が各中学校に出向いて説明し、それを受け、中学校の教職員が学年懇談会等にて保護者へ説明をしております。それ以外にも、広報やホームページを活用し、今後の部活動の地域展開についての周知を行っております。

続いて、(3)の御質問でございますが、中学校が継続的にスポーツや文化芸術活動に生徒が親しんでいくためには、新たな種目の創設も必要であると認識しております。本町では、地域クラブスタート時より、部活動の種目にはないバドミントンを認定し、活動していただいております。昨年12月には認定要綱を改訂し、さらに認定の枠を広げ、合唱、バトントワリングなどの種目が加わったことで生徒の選択肢が広がりました。また、文化活動についても、文化協会の皆様に中学生の受入れが可能である団体について検討いただいているところです。今後も、認定要件が満たされていれば、多様な種目について認定をしていく方向で考えております。

最後の御質問、指導者への報酬と予算の確保についてでございますが、まず部活動指導員に対しての報酬は来年度22名分の予算の確保しております。今年度の倍以上の予算を確保し、地域の方々に指導者として部活動を支えていただける体制を整えていきます。認定地域クラブについては、スポーツ活動と文化活動を合わせて約30クラブを想定し、活動に係る費用の一部を補助するための予算を補助金として予算措置しております。その補助金は、指導者の謝金のほか、備品や

保険料、消耗品等に活用していただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 まず、1番目の指導者の登録数ですけれども、13名登録していただいているということですが、この人数は想定より多かったのか、少なかったのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（首藤佳隆） 教育長。

○教育長（糸井香代子） もちろん、たくさんの方に登録していただければありがたいとは思っておりますが、1年でこれだけの方に登録していただけたのは予想の範囲内であったというふうに考えております。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 この地域展開をスムーズに移行していく、また持続的なものにしていくためには、指導者の確保というのが非常に大きなポイントだと考えておりますので、引き続き指導者の確保のほうに尽力していただきたいと思います。そして、教職員の方が兼職兼業で認められて指導者になるということも一応想定されますが、それが明らかになるのはいつぐらいの時期になるのでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 兼職兼業につきましては、現在国のほうが方針を定めておりますが、まだ県のほうからきちんとしたものは下りてきていない中で、町で兼職兼業について定める準備をしているところでございます。来年度には、そういう動きがきちんとしていくようにということで予定をしております。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 この9月に移行されるというのは、ちょうど3年生が引退して次の代というのですか、次の子供たちが中心のチームになっていく、そういう時期で9月からというのと、もう一点、4月に教職員の異動等もあるでしょうから、それが落ち着いてちゃんと決まった時期からということで9月からの移行というふうに承知をしておるのですけれども、2番目の周知に関して今までやられておるのですが、実際9月になる前に土日の部活動が、例えばバスケットボールだったらバスケットボールはこうなります、吹奏楽はこうなりますというように各中学校の部活動がありますよね。それに対して、土日はどういう体制になるのかという一覧表のものを制作していただいて、児童や保護者の皆さんがぱっと見て選択できるような表を作っていただいたらいいんじゃないかなというふうには思っておるのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 御提案をいただきありがとうございます。

4月になりましたら、今現在の部活動の顧問を決定していく中で、指導者も外部指導者についてもそこが明らかになっていく、また今後合同部活動にする、そういう部活動も出てくるかもしれないので、そのあたりも含めまして、今議員おっしゃいましたような表のようなものを生徒や保護者に示すことができたらと思いますので、そこは検討してまいりたいと思っております。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 ぜひ、そういう体制が整ったらで結構ですので、そういう一覧表のようなものを作っていただいて、しっかり生徒、保護者の皆さんに情報をお伝えしていただきたいと思えます。

それで、3点目の現在の部活動にはない種目、既にバドミントンであったり、合唱やバトンと

か、そういうものがもう既に登録されている、このことに関しては子供たちの選択肢が広がるという意味でも、すごいいいことではあると思っております。

それで、ちょっと1つ確認をしたいのですが、平日の部活動は例えばバレーボール部で、土日だけバドミントン部に行きたいとか、そういう選択は可能なのでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育長。

○教育長（糸井香代子） そういう選択も可能でございます。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 ありがとうございます。それでは、こうやって選択肢が広がって行って、子供たちにそういう意味ではメリットがあると思います。

それでまた、持続可能なものにするためには予算確保というのが、指導者に報酬を払っていくことになりますので、予算はどうしても必要となってきます。それで、1つ確認させていただきたいのは、指導者で登録されている方でも、いわゆる実働された場合にだけ報酬が発生するということでよろしいのでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育長。

○教育長（糸井香代子） そのとおりでございます。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 先ほどの答弁でいただきましたけれども、そういう指導者に対する報酬額が増えるのをある程度を見越して予算計上をしていただいているということでございますので、その辺は安心はしておりますが、それでは最後に今後の現状と展望についてということで質問させていただいております。今後の展望、行く行くは平日も地域展開するという方向で進んでおりますので、ちょっと展望について伺いをいたします。

○議長（首藤佳隆） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 今後の展望でございますが、この部活動の地域展開に関しては、まだまだ多くの課題を抱えているというのが現状でございます。例えば、予想どおりと最初にお答えしましたけれども、たくさんの方に今地域クラブとして御協力をいただいている。ただし、生徒が全部そういうふうなところで活動するには、まだまだたくさんの方に御協力をいただく必要があるという意味で、指導者確保、これはまだ周知をしていかなければいけないと思っております。また、それに伴って練習場所の確保も必要でございますし、もちろん予算も取っていかないといけません。それから、地域クラブになってからは保護者の負担というものも増えてくると思っておりますが、ここについても、どれだけ保護者の負担を減らせるかというような努力も必要であるというふうに思っております。

ただ、そういう課題をクリアしていく中で、子供たちが地域で活動するということは、例えば今トライやる・ウィークで中学生が地域にお世話になっておりますが、地域の方に子供がお世話になる、子供の活躍の場が増えるというのは町の活性化等にもつながると思っておりますし、子供たちが新しいことに挑戦をする、やりたいことが増えていく、そういうふうなメリットもたくさんございます。子供たちのために今後、今申しましたようなそういう課題を1つ1つ検討していきながら、たくさんの方に協力をいただき、子供たちが有意義な活用ができるように今後も努力してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 私もそのとおりだと思います。ぜひ引き続き、子供たちの学びの場をしっかりと確保していただけるよう、町のほうにも御尽力いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（首藤佳隆） 以上で山本順久議員の一般質問は終わりました。

次、玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議席番号3番、日本共産党の玉田晶久です。通告書に従って一般質問を行います。

1、上太田公園の利活用についてお尋ねをいたします。

当公園は、町が平成9年12月に開設をした面積9,370平方メートルの都市公園であります。普通自動車が約10台駐車できる駐車場と、龍田地域が展望できるあずまやを含めた広場があって、駐車場からは2車線が確保できる幅員の舗装道路が約300メートルにわたって北北東に伸びております。駐車場から先はバリケードで封鎖をされており、歩行者や二輪車しか通れない不釣り合いな道路が行き止まっております。その先は遊歩道、踏み跡程度でありますけれども、桜山貯水池の湖畔に通じており、湖畔を巡ってダムサイトに行きますと、桜山公園に下りる山道と出会うこととなります。途中で水源涵養保安林があって、今はありませんけれども、当時の龍野農林振興事務所によって平成12年から平成13年にかけて治山事業が行われております。

一方、駐車場から先の舗装道路沿いの谷側には、広葉樹林に包まれた遊歩道もありますけれども、雑木や雑草が繁茂し、立入りを拒んでいるように見えます。なお、当公園に通じる道路は県道からの分岐箇所、不法投棄対策あるいは環境保全のために夜間は閉鎖し、昼間のみの利用となっております。当公園の利活用に資するために次の質問を行います。

(1)この公園が開設された経緯と現在の利用状況についてを問います。

(2)駐車場から先の舗装道路の施行状況を見ると、計画の途中で止まっているように見えますけれども、今後の道路で延伸計画はあるのかを問います。

(3)公園の維持管理、具体的には遊歩道の伐採や不法投棄対策、あるいは安全管理などはどのように行っているのかを問います。

(4)水源涵養保安林内はモトクロスバイクの練習場になっており、当公園の駐車場を発着地点として利用されているようですけれども、その対応はどのようにするのかを問います。

(5)当公園は人家から離れているために、恐らく町内の都市公園の中では最も認知度が低いのではないかと思います。春、秋のピクニックや広葉樹林の散策、当公園から桜山貯水池を巡るハイキングなどをPRし、町内外の住民が自然と親しめる機会を創出してはどうか。

(6)公園内の自然に興味を誘導するため、人が立ち入る付近の樹木に樹名板の設置をする考えはあるかどうかをお尋ねいたします。

(7)楯岩城を訪れた人たちにも、この公園を紹介してはどうか。また、双方向のPRも必要と考えるが、いかがか。

以上であります。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 上太田自然公園の利活用ということで、(1)公園が開設された経緯と現在の利用状況はということでお答えをさせていただきます。

上太田自然公園の整備経緯につきましては、昭和62年に姫路市及び本町において、桜山貯水池周辺の自然環境を活用しながら公園整備や周回道路の整備、さらにはホテル誘致を含めた幅広い世代が楽しめる自然の触れ合い空間の創出を目的として事業に着手したものでございます。

事業は、昭和62年に進入路の測量を開始し、翌年昭和63年には当時創設されていた地域総合整備事業債を財源として活用し、進入路をはじめ溪流、遊歩道、憩いの広場などの整備を進めてまいりました。これらの工事は平成8年に完了し、平成9年11月20日に公園区域の告示を行い、同年12月3日には面積9,370平方メートルの公園区域について供用開始を行ったところでござい

す。総事業費につきましては約3億7,700万円でございます。

次に、進入路が途中で止まっている理由についてでございます。

当時、本町では姫路市が桜山貯水池周辺で実施を予定しておりました自然観察の森公園、そしてこどもの館の整備に併せまして、両市町が連携して一体的に公園エリアを建設する構想を検討してございました。また、公園整備と併せてリゾートホテルの建設計画も進められており、町内に居住されておられる方が主体となってホテル誘致の意向を示されていたところでございます。しかしながら、その後に姫路市より公園の計画が見直され、その結果、本町としても道路整備及び公園整備の継続が困難となりまして、やむを得ず事業途中で中断することに至ったものでございます。

以上が上太田公園の公園整備の経緯と進入路が途中で終わっている経緯でございます。

現在の利用状況につきましては、主として散策を目的とした個人での御利用は見受けられるところでございますが、全体としての利用者数は多くない状況でございます。一方で、自然環境を生かした静穏な空間であることから、訪れる方々にとってはゆったりと自然に触れ合う場として一定の役割を担っているものと考えてございます。

続きまして、(2)の道路舗装が途中で止まっているが、延伸整備の予定はという御質問ですが、進入路は昭和62年度から平成8年度までに段階的に整備が行われ、必要な範囲の進入路は既に確保はされております。また、延伸先の多くが水源涵養保安林であり、森林法に基づき指定された保安林の中でも最も厳格に保全される区域の1つとなっております。立木の伐採や土地の形質変更は原則禁止となっている区域でございます。現時点におきましては、道路の延伸整備については考えておりません。

続きまして、(3)遊歩道の伐採や不法投棄対策、安全管理など、どのように維持管理を行っているかという御質問ですが、遊歩道の伐採に関しましては定期的に点検を行い、必要に応じて伐採作業を実施し、遊歩道を利用できる環境をつくってございます。また、あずまや周辺の展望台においては、年に数回にわたり草刈りや剪定を実施してございまして、遊歩道の繁茂の対応につきましましては必要箇所から順次対応している状況でございます。不法投棄防止の対策としては、夜間においてゲートを閉鎖し、不法投棄の防止に努めております。

続きまして、(4)でございます。

水源涵養保安林内ではモトクロスバイクの練習場となっており、当公園の駐車場を発着地点として利用されているようだが、その対応はという御質問です。

近年、公園に隣接する水源涵養保安林内において、モトクロスバイクの練習場として利用されている現状につきましては、私たちもその動向を重く受け止めております。水源涵養保安林は、我々にとっても重要な自然環境であり、森林の保全はもちろんのこと、地域の水源を守るための重要な役割を担っております。当該保安林はその名称が示すとおり、水源の涵養を目的とした林地であり、適切な利用が求められます。モトクロスバイクの利用は、一定の騒音や振動を伴うため、地域の生態系や周辺環境に影響を及ぼす懸念があることを認識してございます。また、けがや事故のリスクも考慮しなければならない重要な課題であると考えてございます。

現状を踏まえた上で、迅速に対応策を講じる必要があると考えてございまして、まず兵庫県に水源涵養保安林指定がされており、森林法により車両走行が禁止されております。巡視による注意喚起や光都農林振興事務所と連携し、看板による啓発を進めてまいります。また、駐車場からモトクロスバイクが進入できないようにバリケード等を設置しまして、通行ができないような対策を講じようというふうに考えてございます。引き続き、上太田自然公園を安全に利用していただけるよう、適切な管理に努めてまいります。

続きまして、(5)当公園の認知度が低いのでは、桜山貯水地を巡るハイキングなど自然と親しめる公園の魅力の周知はということで御質問いただいております。

議員御指摘のとおり、上太田自然公園につきましては、確かに人家から離れているため、認知度が低いとの声があることは重々承知してございます。しかし、公園の持つ自然環境や地域資源の魅力を最大限に引き出し、住民の皆様が自然と親しむ機会を創出することは私たちの重要な責務であると考えてございます。春、夏のピクニックや広葉樹林の散策、さらには当公園から桜山貯水地を巡るハイキングなどのPR活動についてでございますが、これらのプランは非常に有意義と考えてございまして、自然と触れ合うことで住民の健康促進や地域コミュニティの活性化が期待でき、積極的に検討を進めていく必要があると考えてございます。自然環境を広く周知するためにケーブルテレビやSNS、広報紙やホームページを活用した情報発信を強化し、多くの方々に公園の魅力を知っていただく機会を増やしていきたいと考えてございます。当公園が地域における憩いの場としての役割を果たし、認知度向上につなげてまいりたいと考えております。今後も、地域住民のニーズに寄り添いながら、環境保護と地域活性化を両立させた施策を展開していきたいと考えてございます。

(6)園内の自然に興味を誘導するため、人が立ち入る付近の樹木に樹名板を設置してはという御質問でございますが、上太田自然公園内の自然に対する関心を高めるための施策についての御提案に関しましては、樹名板の設置は非常に意義のある提案であると考えてございます。総合運動公園におきましても、玉田議員より樹名板を設置してはどうかとの意見をいただきまして、講師の先生をお招きし、龍田小学校の子供たちにも参加いただいて、ボランティア団体と一緒に樹名板を作成し設置を行いました。現在、総合運動公園を訪れた方々から、樹名板は大変評判がよく、自然に触れ合うツールとして活用するとともに地域住民の環境意識を高め、自然との共生を促進する重要な手段と考えてございます。樹名板の設置によりまして、訪れる方々が公園の樹木や植物についての理解を深めていただき、樹木の名称や特徴、育成環境についての情報を提供することで、来園者が自身の体験を通じて学び、自然とのつながりを感じ、地域の生態系や自然環境に対する興味を引き出し、保全意識の醸成につながるものと考えてございます。今回の提案を真摯に受け止めまして、公園内の自然環境の楽しさと重要性を認識し、心豊かなコミュニティを醸成するための一歩として、樹名板の設置を検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、(7)楯岩城を訪れた人たちにも紹介してはどうか、また双方のPRも必要と考えるが、いかがかという御質問です。

太子町の楯岩城を訪れた方々に対して、当公園の魅力を紹介していくことは非常にいいアイデアだと考えてございます。楯岩城は歴史的な観光名所であり、多くの観光客が訪れる場所でもございます。そのため、訪問者に対しまして、当公園の魅力を併せて伝えることにより、地域全体の観光資源が相互に活用され、両者の集客効果を高めることが期待されます。具体的には、楯岩城の御城印を取りに来られる訪問者の方に当公園のパンフレット等をお渡しし、PRを行うことや、また楯岩城観光ガイドの方々に対しても当公園の魅力を紹介し、訪問者への案内を充実させることも有効かと考えております。今年度、兵庫県で実施しております山城デジタルスタンプラリーで、楯岩城に登ると缶バッジがもらえるという取り組みの中に、上太田自然公園の情報を加えるなどの取り組みによりまして観光客に対する情報提供がスムーズになり、当公園の魅力を効果的に伝えることができると考えています。また、両者の観光情報をSNSやInstagram等で統合して情報発信を行うことで、訪問者に公園を一度に知ってもらい、訪れてもらう動機づけにつながることでございまして、今後においても、楯岩城と上太田自然公園を連携させ、地域全体の観光振興に寄与するために町民、訪問者の皆様が楽しめる環境づくりに努め

てまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 順番に幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず最初に、1番のところで昭和62年に太子町と姫路市とで桜山貯水池の活用のために計画がされたのが発端だという、そういうお話があったのですけれども、そういう意味でいうと、都市公園という理解でよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 仰せのとおりでございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 町のホームページでいきますと、上太田公園以外に7つ、吉福公園、斑鳩寺公園、丸尾建築総合公園、太子山公園、太田公園、宮本公園、きたやま公園、これらの公園が都市公園として上がっているのですけれども、これら8つとも都市公園というふうに考えてよろしいですか。つまり、都市計画決定によって造られた公園かどうかという意味で、この8つともそうだと理解してよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） そのとおりでございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうしますと、この地図なのですが、兵庫県中幡都市計画（太子町）総括図という都市計画の地図があるのですけれども、今先ほど言いました8つの公園のうちの7つは、確かにここに都市公園として記載があるのですけれども、上太田公園については記載がないのです。それはどういう理由によるものかというのを教えていただきたい。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） その件につきましては、我々もちょっと認識がなかったところでございます、記載漏れというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 記載漏れであれば、ぜひ次回の更新するときに入れていただきたいのと併せて、ついでになのですが、桜山の貯水池の湖畔に桜山公園という都市計画の表示がある。それも生きてるんならそのままいいのですけれども、恐らく当時の計画、太子町域だけなのですが、もちろんこれが太子町の該当の地図なので、太子町域にそういう都市公園の表示がある、そこも併せて見直していただきたいなということをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 今度、更新する際にはそのあたりも修正してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 すいません、これは何年に1回か改訂するものですか。それとも、必要があったときに改訂するということになるのですか。あわせて、太子町が作成してるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 更新時期につきましては、何年に1度というところではないのですけれども、必要に応じてこういった修正があったときには、予算を組みまして訂正はしていこうというふうに考えてございます。

すいません、作成につきましては本町のほうで作成してございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 恐らく、一般の人の目に触れる機会はあまりないのかも分かりませんが、職員の方も含めてしょっちゅう見るものですから、ぜひできるだけ早いうちに修正なり、校正をかけていただきたいというふうに思います。その点、いかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） なるべく早く修正できるように進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 2番目の舗装道路のことについてのお話です。

先ほど、ホテル計画であったり、あるいは桜山の貯水地に抜けるような道路としても、あるいはホテルの計画があるというような説明をされたのですが、そういうことで当初の計画がポシャって中途半端に終わってるといえるのか、そういう表現が正しいのかどうか分かりませんが、今の放置してあるような状態というふうに考えてます。私も現地を見たのですが、舗装構成としては5センチの1層なのです。アスファルト舗装が5センチの表層で、あと上層路盤と下層路盤が下にあるような状態で、要は普通自動車程度しか走らない、そういう構成の舗装になってるわけです。今言ったように、もともと計画があったのがポシャったので、今のような状態に放置されてるといえる言葉が正しいかどうか分かりませんが、そういう状態になってる。では、そのところはどこが管理されてるのですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 公園につながっている道路につきましては、まちづくり課のほうで管理をしております。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 バリケードで通行止めしてある箇所があります。駐車場からすぐ北上したところ、10メートルぐらい行ったところにコンクリートの基礎があって、ガードレールでバリケード、両側をチェーンで塞いでいるような形になってるのです。それから先の道路は管理者が誰なのかという話なのですけど。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 道路自体は町が設置したものでございますので、公園の位置づけにはなっていないところではあるのですが、そこは公園同様に管理はしていくところでございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 確認させてもらったのですが、公園区域ではないのですよね。公園の中には入ってなくて、バリケードから約300メートルぐらいの区間の道路の管理者がどうなってるのかなという質問なのですけど。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 今、バリケードで仕切ってあるところから先についても公園区域ではないのですが、一応町がつけている道路ではございますので、そこは町の管理はさせていた

だきたいと思います。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 町道ではないのですよね。今、先ほど私が言った公園から外れた部分の道路については、町道ではないということでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 仰せのとおりでございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 となると、底地は町で、町道ではないけれども、町の責任で管理する道路と理解してよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 底地は太子町になってございますので、町道認定はかけておりませんので、そこは町の管理というところで考えてございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そんな道路というのはあるのですか。結構あるのですか。法定外道路で里道とかというのはよく聞くのですけれども、町道でなくて、底地は町有地で道路も町で造った。しかし、町道でないけれども、町が管理すべき施設という位置づけになるのですけれども、ここ以外にそういう道路というのはあちこちにあるのですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） そういったところがどこかと言われると、ここですということとはちょっと申し上げにくいのですが、地籍調査なんかをしておりますと、町道認定がかかってないところで太子町という登記が出てきます。それは、国から譲与を受けたものであるとか、町に寄附を何らかの形でいただいたものであるとか、そういったところがございまして、町道ではない道路も現実には存在しています。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 管理するのに公園区域に入れちゃうということはできないのですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 公園という位置づけになりますと、結局公園以外の、どのようなでしょう。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前10時46分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 道路を都市計画区域、公園の区域に位置づけるというところにつきましては、今後公園としての整備も先のほうで考えてはいない状況でございますので、現段階の公園区域のまま続けて継続したいなというふうに考えてございまして、道路につきましては今のところ考えてはございません。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 次、3番の公園の維持管理のところなのですが、遊歩道の伐採についてなのですが、必要に応じて行うという話でございました。あずまや周辺については、年に数回の伐採という答弁だったのであるのですが、遊歩道の伐採というのは定期的にはしていないという理解でよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 遊歩道につきましては、あまり手を入れてないといったら怒られますけれども、あまり手は入っていない状況でございます。しかしながら、台風であるとか大雨の後には点検に回らせていただいて、遊歩道に倒れている倒木とか危険木等がございましたら、除去はするようには心がけておまして、頻繁に点検してるかというたら、そうではないのですが、年に何回か、そして台風の後ぐらいには確認に行って危険木等を除去している状況でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 私もしょっちゅう行くわけではないのですけれども、この質問をするに当たって現場をずっと歩いたのですけれども、やっぱり遊歩道に倒木が結構ありますので、一本でもあったらあかんということじゃないのですけど、そういう状況のところには何か足を踏み入れにくいなというのがありますので、今先ほど言われた台風の後とかだけじゃなくて、もう少し、月1とは言いませんけど、何カ月かに1回、管理のために歩くというのですか、ちょうど今一番草木がない時期なのです。にもかかわらず、倒木とかもある状況なので、併せてそれは谷側の遊歩道なのですけど、階段のところについては擬木で階段を造ってあるような状態なのですけど、そこが擬木が見えないような草が繁茂して、ともすれば足を踏み外すような形にもなるとるので、ちょっと一度見ていただけたらなというふうに思いますので、その点いかがですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 公園に来られた方がけがでもされるのは、我々としても非常に一番大事なことです。そのあたりは早急に現場のほうを確認しまして対処をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 あともう一点、あずまや周辺については年に数回、伐採をしてるというふうにおっしゃったのですけれども、手をかけられてるというのはいつ頃の時期か。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 草刈りにつきましては、8月にシルバーに刈っていただいておまして、あと剪定業務につきましては町の作業員の方をお願いして、そこは伸びたら切っていただくということでやっておるところでございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 年数回というふうに言われたと思うのです。今、8月1回だけということによるのでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 草刈りにつきましては、1回だけしかやってございません。あとの剪定とか木が倒れてきたりということにつきましては、職員部隊で対応のほうをしてございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 釈迦に説法だとは思いますが、草というのはちょうど4月、5月ぐらいが冬を越して雨が降って一番よく伸びる時期というのは御存じだと思うのですが、それと8月というのは全国的にお盆前に周辺をきれいにすると、割と道路の剪定なんかは盆前に行くというのは重々承知はしてるのですけれども、そのお盆の前にやっぱり一度手を入れとかなないと、一番いい時期なので、8月というのは暑い時期であまり人が訪れない。いわゆる自然公園ですか

ら、一番訪れるというのは春と秋だと思うのです。ですから、そういう時期に剪定をしないと、8月の一番暑いときにきれいにしても、あまり行く人が少ない時期にやっってはどうかかなというふうに思いますので、そういう時期をもう一度検討していただいたほうがいいんじゃないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議員仰せのとおり、季節のいい時期にやっぱり来ていただく必要はございますので、我々も時期的には今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 お願いをしたいと思います。

そしたら、次の4番、保安林が水源涵養保安林という、保安林の種類はたしか十七、八種類あるんかと思うのですけれども、そのうちの水源涵養保安林にここはなってるということは、雨が降ったときに保安林の中に水を蓄える、そういう役割を持った保安林だというふうに私は理解をしているのですけれども、それがモトクロスバイクの練習場によって地肌がむき出しになってる。土質としては砂質土といいますか、非常に粘り気のない砂を多く含んだ土なのですけれども、バイクが走り回ることによって表面が掘り返されるというのですか、雨が降ったら砂が流れ出るといふ、そういう現象になってるわけです。先ほど言われましたように、光都農林振興事務所と相談をしてバリケードで通行止めをするなりの処置を取りたいと、こういう答弁があったのですけれども、ぜひその点お願いをしたいというふうに思います。御存じと思うのですけれども、楯岩城遺跡のほうも同じような状態で、既にそこには注意の看板なり、トラロープなんか張ってあってバイクが走り回らないように管理者として産業経済課のほうでやられてるかと思うのですけれども、同じようなことがありますので、ぜひそういう通行止めの措置なりをしていただきたいのと併せて、そこは確かに今私が見る限りでは公園が発着場になって単車を車に積まれて、その駐車場で下ろされて、そこから出ていくというような利用のされ方をしているようなことを見てるのですけれども、御存じのようにどこからでも来れるというか、姫路側からも来れるようなルートはあるのです。ですから、それは太子町でどうこうすることはできないのですけれども、ぜひ太子町でやっているので、姫路市とも協力をして、そういうバイクが入れないような措置をぜひお願いできたらと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 私も、質問を受けて現地のほうを見に行かせていただいたのですが、かなりバイクが走っているような跡形もございまして、草も生えてないような現状になっております。その写真を撮りまして、光都農林振興事務所のほうには写真を見せて今こういう状況でありますよということはお伝えさせていただいて、光都農林振興事務所のほうもこれではいけないということで、いろいろと検討していこうかというところで今話を詰めております。あわせて、また警察のほうにも、こういった状況に対してどういうふうな対応をすればいいのかというところも問合せのほうを今しているところでございます。関係機関と連携を図りまして、できるだけこういうところを排除できればというふうに町としても思っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 お願いをしたいと思います。

5番のところのハイキングをPRしたり、あるいは町内外の住民が親しめるような機会を創出ということで、その答弁が最大限に魅力を引き出していきいたいというような答弁がありました。

その点をお願いしたいのですけれども、ちょっと蛇足になるのですが、今上太田公園の遊歩道についてはそういう現象はないのですけれども、楯岩城のほうのハイキングルートで人が歩くようなところにわなの仕掛けがちょくちょくあるのです。確かに、こういう短冊みたいなもので、近くにわなを仕組んでるので気をつけてねという小さな短冊みたいな看板はあるのですけれども、私は非常に恐怖を覚えるというのか、ちょっとその辺、これは一般質問とは直接は関係ないのでけれども、人が通る近くにわなを仕掛けるのはどうかなということだけ主張をしておきます。答弁は結構です。わなは、地元としては獣害に遭いたくないということで、鉄砲が撃てない地区なので、わなでしかないというのはよく分かるのですが、私みたいに山登りをするときに人の道を通らずに違うとこばっかり行く、地図とコンパスを持ってうろうろする者にとっては非常に恐怖に感じるという部分がありますので、ちょっとその点だけ申しておきます。

次に行きます。

6番なののですが、樹名板を設置したらどうかということで、先ほど前向きに検討するということが述べられましたので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。山に親しむきっかけというのはいろんなルートがあると思うのですが、1つは木の名前を覚えることによって興味が湧くというのが1つだと思うのです。あわせて、私なんかはもちろん木の名前を覚えたら楽しいから本とか持って行って昔は歩いて木の名前を覚えたり、それからキノコの名前を覚えたり、あるいは野草を覚えたりということをしたのですけれども、やっぱり春に興味が出るのは新芽、芽が芽吹く頃にタラの芽とかコシアブラとか、そういう食べられる木の芽に興味を持つと言う、それから春は木の芽、秋はキノコなのです。それらは自然に親しむ、特にクヌギ、コナラが広葉樹林が上太田の森の中にあるわけですから、クヌギ、コナラ類にはいろんなキノコが生えるわけで、もちろん倒木なのなのですが、そういう自然に親しむきっかけづくりの一端が樹名板であって、木の名前を知ることによって、そこからいろんなところに興味を持っていく、そういう仕掛けになる第一歩と私は考えるのですけれども、ぜひ樹名板の設置を検討していただきたいということです。もうこれは答弁結構です。

最後、7番のところなのですが、楯岩城を訪れた人にもパンフレットを置いたり、観光ガイドの方に周知をしたりということをやられたのですけれども、例えばこの辺の山であれば入山届というか、登山の届出というのをするような山ではないのですけれども、登山口のところにパンフレットを置くとか、そんな仕掛けも1つはあるかなと。もちろん、SNSで発信するようなこともやられたのですけれども、上太田公園の駐車場付近、それから楯岩城の上太田側の登り口、それからもう1つ、太田のほうからも登り口もあるかと思うのですけれども、そちらのほうにも太田から登って上太田に下りてきたら、ついでに上太田公園というルートも考えられると思いますので、7番のところでも双方向のPRというふうに言ったのですけれども、ぜひその辺をやっていただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） PRにつきましては、今まであまりやってないという状況もございますので、御意見いただきましたので、そのあたりはできるだけ公園に来ていただいた方に楽しんでいただけるようなPR、地図みたいなやつを作成できたらなということで、ちょっと前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 最後なのなのですが、ここの公園をスタートをして桜山の貯水池の湖畔に出るといことも私言ったのですけれども、湖畔に出た後、桜山貯水地に管理用通路がダムの周囲

にぐるっとあるわけです。実はそこは立入禁止区域になってるのです。ですから、そこを通らずにロープ沿いをしばらくは斜面を歩くのですが、それから先はちょうど太子町と姫路市との境に尾根があるのですが、その尾根沿いを歩けばダムサイトまで歩けるようなルートが取れるので、もし散策ルートとして何かのパンフレットみたいなものを作るのであれば、ダムサイトには絶対入らないというのと併せて、その代わり尾根道は通れるよみたいな、そんなルートがあるような話を載せれるのであれば載せていただけたらなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 私もダム湖まで歩いていきましたところ、看板が立っておりまして、新日本製鐵株式会社が所有されておられるようなので、そこには入ってはいけないよという看板と、そしてロープが張ってありました。ですので、そのあたりは十分注意していただくように我々も周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 ぜひ、せっかく整備した公園ですので、地元の方あるいは町内会の方に利活用していただけるように工夫をしていただけることを最後に述べて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 以上で玉田晶久議員の一般質問は終わりました。

次、桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 議席番号4番桑名幸夫、通告書に従いまして一般質問を行います。

1、太子町の農地、農業の現状と今後の見通しについて。

町長の令和8年度施政方針において、農業従事者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地や遊休農地の増加、国や県の補助事業の活用、地域資源の活用等についてふれられているが、農林水産省の新たな食料・農業・農村基本計画の中でも農業生産活動の継続、農地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理、地域の共同活動の促進等による農業の多面的機能の維持、発揮等がうたわれています。

そこで、太子町の現状、今後の見通し、今後の取り組み方針について以下に問う。

(1)太子町の農業者人口と農業従事者年齢の現状、今後の見通しは。

(2)太子町の農地総面積と耕作放棄地や遊休農地面積の現状、今後の見通しは。

(3)遊休農地面積のうち、利用権設定等により活用されている面積と遊休農地活用の取り組み状況、今後の見通しは。

(4)農業を基礎から学ぶために開講された太子ふれあい農業塾のこれまでの経緯と今後の展開方針は。

(5)太子町における多面的機能支払交付金のこれまでの活用状況は。

(6)太子町における地域資源の適切な保全管理や農業生産活動継続のための今後の取り組み方針は。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 太子町の農地、農業の現状と今後の見通しについてということで、(1)太子町の農業者人口と農業従事者年齢の状況、今後の見通しはという御質問に対しまして、本町の農業者人口につきましては、国が5年ごとに実施する農林業による統計調査を実施しておりまして、令和2年度の農林業センサスの調査結果においては、農作物を作付されている農

家戸数については595戸、農業に60日以上従事した農業者につきましては181人、町内の農業従事者年齢につきましては正確に把握してございませんが、既に地域計画を策定している9自治会の平均年齢を見ますと、70歳を超えている自治会が半数以上あり、高齢化が進んでいる状況と認識してございます。

今後の見通しにつきましては、農業に従事する人員の高齢化は避けて通れないものと考えられ、地域での農地管理や営農体制の維持が厳しくなると予想されています。

(2)でございます。

太子町の農地総面積と耕作放棄地や遊休農地の状況、今後の見通しについてという御質問に対しまして、本町における農地総面積についてですが、現在の農地総面積は444ヘクタールとなっております。この中には、現役で耕作されている農地とともに耕作放棄地や遊休農地も含まれています。

次に、農地としての管理が行われず、雑草や樹木の繁茂等により、耕作が困難な状況にある耕作放棄地面積につきましては、令和7年度に実施した農業委員会による農地パトロールにおいて現地確認を実施しまして、地権者に指導を行った農地の面積は2.4ヘクタールとなっております。また、一時的に耕作を中断している農地で、農地として利用可能な状態で作付されていない現状にある遊休農地面積につきましては1.6ヘクタールでございます。

今後の見通しにつきましては、農業者の高齢化や担い手の不足、相続等により耕作放棄地や遊休農地が増加することが予想されています。

(3)遊休農地面積のうち、利用権設定等により活用されている面積と遊休農地活用の取組状況、今後の見通しについてはという御質問に対しまして、遊休農地につきましては先ほど答弁させていただきましたとおり、1.6ヘクタールでございます。その面積のうち、利用権設定によって活用されている面積は今のところない状況でございます。

今後の見通しにつきましては、高齢化や人口減少に伴い、農業の担い手不足が進む中、遊休農地が増加することが予想されています。

(4)農業を基礎から学ぶために開講された太子ふれあい農業塾のこれまでの経緯、今後の展開方針についてということでお答えさせていただきます。

太子ふれあい農業塾につきましては、農業従事者の後継者不足、農地の有効活用や地産地消の推進、農業の担い手を育成するため、平成25年度より開講し、6月から2月の間で月1回、参加費無料で実施してまいりました。新規での就農希望者や定年退職者、既に農業をされている方でスキルアップをしたい方々を対象としまして、これまで189名の方々に受講されました。農業塾は、講師として兵庫県や兵庫西農業協同組合、県内の種苗業者、実践圃場として町内の農家の方に協力を依頼し、講師料は無償で開催してまいりました。しかしながら、令和5年度より講師の担い手不足により開催することが困難となったため、事業を休止してございます。令和6年度以降につきましては、ひょうご農林機構が開催している神戸駅前での農業入門講座や兵庫県が開催している兵庫県立農業大学校での就農チャレンジ研修への案内を行い、より経営意向が強い方には兵庫県と連携しまして、兵庫県立農業大学校での新規就農者等へ育成研修への参加を勧めてまいります。引き続き、後継者不足は喫緊の課題であり、将来担い手を育成するため県が開催する研修等を活用しながら、講師の確保、開催の見直しなどを行い、農業塾の再開に向けて進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、(5)太子町における多面的機能支払交付金のこれまでの活用状況についてという御質問ですが、本交付金は農業の持つ多面的な機能を評価し、その持続的な発展を促進するために設けられた制度であり、地域の自然環境や文化の保全、地域住民の生活向上に寄与することを

目的としております。令和7年度末時点において、多面的機能支払交付金を活用している組織は農地維持支払交付金においては18組織、資源向上支払交付金においては15組織、長寿命化においては9組織となっております。町内の活動組織においては、当交付金を活用し、農村の景観保全活動や水源の維持管理、さらには耕作放棄地の再生など、これらの取り組みを通じて地域の環境保全とともに地域住民の結束を強める活動へとつなげてございます。過去の実績としましては、地元の農家と住民が協力して草刈りや水路の掃除、植生管理等を行うことで、田園風景の保全や観光資源としての価値の向上に努めております。また、地域の水路の補修や水路の改修工事を実施するとともに、地域社会の活性化を図る観点から、農業体験イベントとしてジャガイモ、サツマイモイベント、レンゲ祭り、コスモス祭り、地域特産品のPR活動を行ってございます。こうした農業体験イベントにより、地域の農業や文化に対する理解を深める機会を創出し、住民同士の交流の促進にもつながってまいります。今後においても、本町は多面的機能支払交付金を有効に活用し、地域の特性を生かした持続可能な農業活動推進に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、(6)太子町における地域資源の適切な保全管理や農業生産活動継続のための今後の取組方針についてという御質問ですが、地域の持続可能な農業の発展を目指す上で、担い手の高齢化や農業従事者の減少については重要な課題であると認識してございます。農業振興地域において、担い手の高齢化や人口減少が進む中、地域の農地が適切に利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みとして、令和5年4月1日に農業経営基盤促進法の改正により人・農地プランが地域計画と名称を変更し同法に位置づけられています。この法改正によりまして、10年後に目指す地域の農地を利用した目標地図を作成し、担い手不足により将来展望が抱けない地域の実情を共有し、将来の在り方を話し合い、計画を策定しています。令和7年度末現在で、地域計画の策定団体は9団体となっており、現在策定中の団体は4団体と着実に計画策定に向けて進めている状況でございます。この地域計画の策定によりまして、高齢者が耕作を継続できない農地を意向調査によって事前に把握し、新しい担い手に引き継ぐ仕組みづくりとして、農地バンクが担い手へ円滑に橋渡しをすることが可能となります。また、分散した農地を担い手へまとめ、機械化、省力化に対応できる営農効率の向上を実現し、誰も使っていない農地は地域で優先的な活用策を確保できます。地域計画は、単に担い手へ集積させるだけではなくて、地域全体で農地を維持し、徐々に担い手へ移行していくという地域の合意形成と併せて、地域資源の適切な保全管理、自然環境や地域特有の文化、伝統を尊重しつつ、資源の持続可能な利用を促進してまいりたいと考えてございます。

また、農業生産活動の継続に向けては、従来からの水稻を中心とした農業を基盤にしつつ、イチジク、サンショウ、枝豆、長ネギ、ブロッコリーといった高収益作物の振興を促進し、地域における農産物のブランド化や販路拡大に関する支援も行なってまいりたいと考えてございます。

最後に、本町におきましては、若手農業グループT a i s h i M e t t F a r m +が集まり、栽培技術、品種の選定、病害虫対策、機械操作等、情報交換や勉強会を行い、本町の農業で課題でもある若手の確保、技術継承、販路開拓、農業者のネットワーク維持といった領域で中心的な役割を担っていただいております。町の施策においても強く連携しており、地域農業の持続性を高める若手農業者とも言える存在でございます。本町も、若手農業者に栽培管理方法や農機具の操作の研修等、龍野普及センターや兵庫西農業協同組合と連携し指導を行っており、今後においても農地中間管理事業での農地の集積やスマート農機利用によるコスト低減を進める方針で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 回答ありがとうございます。

まず、1つ目の太子町農業者人口と農業従事者年齢の現状と今後の見通しということで、農林水産省の新たな食料・農業・農村基本計画の中では平均69.2歳となっております。太子町では70歳以上ということで、これよりも高齢化が進んでいるということで、これから先大変危惧されるのですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 本町も、高齢化が進んでいるのはもう避けて通れない事実でございますので、そういったことよりも、先ほど申し上げましたが、若手農業者を中心とした若い方に農業に携わっていただくということを新たに掲げて、その分野で広げていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 また、同じ農林水産省の新たな食料・農業・農村基本計画の中では、2021年から2023年に年率7.4%ぐらい耕作面積が減少してると。2020年から2030年では、ほぼ半減するのではないかとということが危惧されております。太子町においても、先ほど答弁の中でやはり同じような状況だということは分かります。また、答弁の中へ出てきました若手T a i s h i M e t t F a r m+、このようなグループが大変頑張ってるということも私も存じておりますが、M e t t ということで、これは該当する方の頭文字を取られてると思うのですが、これでいくと、4人になるのですかね。+があるので、もう少しおられると思うのですが、このような熱心な若手農業者はほかにも増える見込みはあるのでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 現在、T a i s h i M e t t F a r m+は名前の頭文字を取ってつけたものでございまして、今現在5人で構成されています。増えるかどうかということなのですが、我々としては近年このように若手農業者が5人も増えているという状況を踏まえすと、この先についても、もちろん若手農業者を増やしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 「広報たいし」の今年の新年号、ここに今言われたT a i s h i M e t t F a r m+の方たちとの対談特集が組まれておりました。その中で、このT a i s h i M e t t F a r m+のメンバーの方が高齢化や担い手不足が大きな課題だと感じていますと、仲間や後継者を増やすためにどんな発信や仕組みが必要かを模索している状況ですというふうに言われてます。ぜひ、このような若手農業者の思いに応えられるような方策を考えていただきたいのですが、この辺決意のほどをお聞かせください。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 広報にも町長との対談を載せていただいたものでございますが、町長も若手農業者を大事にせないかんということで、町としては全力でサポートせえというふうにおっしゃられておられますので、担当課としましても積極的に若手農業者に支援をできるよう努力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 それでは、次2番に移らせていただきます。

農地総面積と耕作放棄地、遊休農地面積で、私が思ってたよりちょっと少ないのですが、今後もどんどん高齢化とか担い手不足で増えてくると思うのですが、何とかこれを減らすような方策ということで考えていかなければならないのですが、例えばこういった鈴木宣弘さんという方が盛んに世界で最初に飢えるのは日本であるとかということで発信されております。この方が本の中で言われるのは、徳島県で耕作放棄地を子供たちでパン用小麦の種をまいて、それを収穫するというのを動画に撮って、それをみんなに紹介するというようなデモンストレーションが行われておりますが、そのようなことは御存じでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 申し訳ありません。私はちょっと存じ上げませんです。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 ぜひ、そういった子供も巻き込んだような施策をまた考えていただきたいということをお願いして、次3番に行きたいと思います。

遊休農地面積のうち、利用権設定ということで、利用権設定は1年とか3年とか10年ぐらいあったのですかね。今、たしか当局の答弁では活用なしって言われませんでした。私は幾らかあると思ってるのですけれども。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 利用権の設定は、町全体で104ヘクタールございます。遊休農地として、この挙げてある1.6ヘクタールについては利用権の設定によって活用されていないという、利用権を設定している部分については耕作ができないので誰かに担っていただくということで、設定された方が保全管理なり、耕作なりされるのですが、遊休農地については利用権は設定されてない状況なので、言えば草刈りをすれば耕作ができるという耕作放棄地までいってない農地なので、このあたりについては設定されていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 分かりました。ちょっと私の認識不足でした。荒れてなくても、する人がいないのも遊休農地に含まれるという解釈をしたたのですが、それは私の勘違いだったので、すいません。

なぜ、私がこういうことを言うかといいますと、定年後に65歳ぐらいから土に触れ合いたいという方が結構おられます。この方たちのほとんどが非農家の方なのです。この方たちは今一生懸命取り組まれて、地産地消活動に参加されてる方もいます。ものすごい熱心な方が多いです。この方たちが口をそろえて言われるのには、耕作されずに困ってる農地を借りれるということをもっと早く知っていたら、もっと早く農業をしたのにと。だから、その辺PRはされてるのかなというのは私は疑問に思うわけです。その方たちは、ものすごく農業をやりたいんだけど、農地なんて絶対借りられないともう思い込んでいたらしいのです。そういう方たちに対するPRをもう少しすれば、もっともっと農業を引き受けてくれる定年帰農の方が増えると思うのですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） そう言われてしまうと、非常に我々のPR不足としか言いようがないのですが、こういった方がたくさんいらっしゃるということをお聞きいたしましたので、そういった世代の方にも伝わるような発信の仕方を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 私も農家に生まれて、今も農家をしてるのですが、もともと農家に生まれても、もう田んぼはしたくない、畑はしたくない、もう逃げたい逃げたい、やめたいやめたいと思ってるのですが、意外に非農家の方は年がたってちょっと余裕ができたなら土いじりをやりたいという方が結構おられるのです。こういう方を発掘していくのが休耕田とか遊休農地を増やすことを止めることができると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 御意見いただきましたので、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 ぜひ、よろしくお願いします。

また、私も農業をやってる関係で、農業者、いろんな方から御意見をお聞きします。その中で、この方も非農家です。もっと耕作面積を増やしたい、どうしたらいいですかという相談を受けたので、役場の当局へ行けば遊休農地のことが分かるので、役場へ行って聞いてきたらどうですかと言われたら、いやあまり熱心に勧められなかったということで、その方は結局姫路市で借りられたという方もおられますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） そうおっしゃられると、非常に申し上げにくいのですが、我々是对応、接遇か、うまいことってなかったのかなという気もいたしますので、そのあたりは積極的に窓口で、太子町でぜひやってくださいということをするように指導をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 ぜひ、よろしくお願いします。

最後に、これもまたこの間の新春の1月号の座談会の話なのですが、この中でやっぱり若い世代に農業を広めるためには、体験や連携で入り口を増やすということが座談会の参加者の若手農業者から言われてます。きっかけを増やすことが大切です。現状では、そうした体験の場が少ないため、今後は農業に触れられる機会をもっとつくり、興味を持ってもらえる仕組みを整えていくことが必要だと言われております。その農業に触れられる機会の1つとしても、遊休農地とか耕作に困ってる方の農地を借りる仕組みをもっともっとPRしていただきたいので、よろしくお願いします。次の4番に行きたいと思えます。

4番、農業を基礎から学ぶために開校された太子ふれあい農業塾です。先ほど、令和5年までという言われたのですか。だから、令和6年から今年令和7年度までは使われておられないのですね。開催されておられないのですね。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 仰せのとおりでございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 これは先ほど答弁の中でもございましたが、スキルアップを図るとか、私も実はこの農業塾の卒業生、修了者ではあります。主に初心者の方で定年帰農、あるいは会社に勤めている間は忙しくて自分でしてなかったけれども、これから時間ができたので自分で農業をしようという方がほとんどでした。そういう方たちがこの農業塾に行って基礎から学ぶ、実際に圃場を見学に行ったりすると、大変いい講習会だったと思っております。それが今なくなっているのは非常に残念で、もう早期に復活していただきたいのですが、今復活のめどはどのようになってま

すでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） ふれあい農業塾は令和5年度から開催してございません。今後の見通しなのですけれども、町としても、こういった農業者の育成に向けて取り組んでいかないかということ承知してございます。現段階においては、次年度どうこうというところまでは詰めてはいないのですが、できるだけ早いうちに復活できるように町としても推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 ぜひ、よろしくお願いします。

ちょっと私ごとになるのですが、昨日も農産物直売所を巡るということで、徳島県のほうをちよっと巡ってきたのですけれども、そのときにバスで一緒になった方が82歳の方で、朝は新鮮組こだわり隊というのが揖保川町にあるらしくて、それに出荷した後、来たんやというてもものすごい元気な方がおられました。その方の言われたことは、62歳までサラリーマンをしておいて、62歳過ぎてから今までほったらかしやった田んぼで野菜作りをしてると。最初は何をしていいか全く分からないと。もう一人前になるのに10年ぐらいかかったと。こういうのを教えてくれる、そういうところがあれば大変よかったということをお聞きしました。なかなか62歳ぐらいになって、近所の方には恥ずかしくて聞けないと言われておりました。ですから、そういう意味でも、早期の農業塾の復活をお願いしまして、次の5番に行かせていただきます。

多面的機能支払交付金の活用状況ということで、先ほど18組織、15組織、9組織ということでしたが、金額的にはどうなってますでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時38分）

（再開 午前11時39分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 金額的に申し上げます。農地維持支払交付金につきましては675万9,200円、そして資源向上支払交付金につきましては339万8,786円、そして長寿命化につきましては488万72円でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 それで行きますと、合計約1,500万円ぐらいになります。これはざっくりしたことなので、農業の面積とか耕地面積とかいろいろあって一概には言えないのですが、全国で日本の予算としてはこの交付金が500億円ほどあります。これを47都道府県で割りますと、1都道府県当たり10億6,000万円ぐらいになります。これを兵庫県の41市町で割りますと、大体2,600万円になります。先ほども申しましたように、そこの市町の面積とかによって一概には言えないのですが、平均した2,600万円よりは1,500万円というたらちょっと活用状況が少ないのではないかという気がするのですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 本町においては、多面的支払交付金を活用していただくように毎年農区長会で説明のほうをさせていただいて、手を挙げていただいた自治会については活動組織をつくっていただいて参入いただくというところで、毎年PRは行っているのですが、なかなか

全自治会というわけにもいってない状況でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 なぜ、私がこの多面的機能支払交付金のことを取り上げたかといいますと、やはり農林業については耕作者とか地主、所有者、これだけではもう面倒見切れない状況になっておりますので地域全体でやらなければならない。こういった場合、どうするんかということで農林水産省に問い合わせましたら、この交付金を有効に使ってくださいという回答でした。それで、太子町はどうなっているかということ今確認してるわけですけども、農業には生産を上げてもらう、もちろんそうしなければならないのですが、やっぱり地域コミュニティの維持ということが物すごく大事な役割を果たしてると思うのですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 農業を通じて地域コミュニティの輪を広げていただくという観点におきましても、この交付金の活用というのは非常に有効に活用いただけたらなというふうに考えておりますので、議員の仰せのとおりだと私も思っております。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 それと、やっぱりこれを有効活用すべき課題があるのです。今、規模拡大ということで生産法人化が進んでおります。この生産法人が設立されると、農家はみんな非農家になってしまうわけです。農地を全部預けるわけですから、その瞬間に非農家になるわけです。そして、大人は小さいときに農業をしてるのですが、子供は全く農業に無関心、他人事になってる。近隣のこういったファームを設立してる代表者の方とお話したときに、生産法人を立ち上げてやれやれや思うて10年、15年たつて、ふっと後ろを見たら後継者がいない。みんなもう他人事になって、何でわしが農業をせなあかんねんということで、自分らが結構年がたって、次にその生産組織を担う人間がいない。こういった子供たちを小さいときから、こういった資金で草刈りであるとか、そういう圃場整備とか、そういうことに地域ぐるみで駆り出しておけば、そういう他人事がだんだんだんだん自分事になるいいきっかけになると思うのです。そういうことをしていかなければならないと思いますので、ぜひ今後とも多面的機能交付金の有効活用に力を入れていただきたいということをお願いして、次の6番に行かせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 桑名議員に申し上げます。

要望を言う場所ではございませんので、質問で終わっていただけるようにお願いします。

○桑名幸夫議員 次、6番目です。

太子町における地域資源の適切な保全管理や農業生産活動継続のための今後の取り組みということで、当局の回答は私が考えてたことをほぼ網羅されてるので非常に頼もしく思ってるのですが、私もいろんなところへ行っているいろんなことを研究しておりますが、その中でこういった取り組みがあります。今は、食料安全保障とか地域で災害が起こったときにはやっぱり地産地消、身近なところからでないと流通経路が絶たれると食料がなくなってしまうので、こういった食料自給圏づくりというのが全国で試みられております。例えば、太子町であれば大津茂川流域の自給圏の形成とか、そういったことも考えられて、上の姫路市と下も姫路市ですけども、その間の太子町、これが連携して大津茂川流域の自給圏づくりというようなことも考えられると思うのですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 少し通告と外れていってるので、答弁できますか。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 大津茂川流域の水利権におきましても、姫路市と隣接しているエ

リアもございますので、そのあたりは近隣の方々も共同で溝掃除をしたり、草刈りをしたりというところもなされている状況もございますので、できれば別に姫路市、太子町、関係なくて、同じ農業を進めていく中でそういったコミュニティーが生まれるのは非常にいいことやなということで、もしそういった取り組みができるのであれば、どんどん進めていったらいいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 もう一点、これは先ほど申しました多面的機能交付金がかかれば使えるんじゃないかと思った事例なのですが、鳥取県ではコウノトリが来るのでコウノトリ米ということでPRしていると。太子町も、太田の山田地区にコウノトリが来るということで、見学の車が多数来て渋滞が起こるようなことが発生しておりますが、あのエリアは今ほとんど耕作されておられません、あそこに多面的機能交付金を活用してコウノトリが来るような農地で作った米やというようなことも可能だと思うのですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） コウノトリが原の池に来てるのは存じ上げてございまして、名前をつけるか、つけへんかについてはやはり営農組合のお考えもあることですので、そのあたりはちょっと話をしながら進めていけたらなというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名議員、自分の意見についてを当局に考えを聞くという場ではないので、その辺をしっかりとよろしく申し上げます。

桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 それでは最後に、これも「広報たいし」1月号の新春座談会に出てたことですが、現状では補助の対象は営農組合に限られています。個人事業主として挑戦する人にもそうした支援があると心強いなと思っています。特に、親元で農業を継ぐ場合や町に戻って農業を始めた人への後押しがあれば、やってみようという気持ちにつながります。こういった仕組みを整えば、太子町に帰ってくる人が増え、担い手も育ち、町全体がもっと元気になると思いますということを座談会で述べられておりましたが、この辺について、当局はいかがお考えでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） こういった御意見も重々承知してございます。我々としても、県、国の補助金を活用しまして新規就農、それから就農されてから5年間という期間につきましては、補助金等を支援させていただいているメニューもございますので、今のところ、そのメニューを活用いただいて進めている状況ではございます。今後につきましては、確かに個人事業主に対して、ずっとやっておられる方に対しての補助というのはなかなかないのでございますが、今後の農業についてはそのあたりも十分踏まえた上で検討していく余地はあるのかなというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 最後に、この座談会の最後に町長のほうからも、皆さんと一緒に考え、行動していきたいと思っております。太子町農業の未来を共に切り開いていきたいと思います。と力強く述べられておりますが、その辺、最後に町長から一言コメントをお願いできたらと思うのですが。

○議長（首藤佳隆） 町長。

○町長（沖汐守彦） 今回の新年号というのですか、若手農業のメンバー5名と毎月定例会がありますので、適宜話し合いをしたり、いろんな話をしておりますけれども、やはり若手農業の会員のメンバーは太子町の農業の中核、あるいは今後を担う宝だと思っております。ある意味、農業の安全保障の中心になるメンバーですので、そういう強みも伸ばしながら、あるいは高齢化、後継者不足というマイナス面の部分への対応も含めながら、総合的にバランスの取れた農業の推進に向けまして全力で取り組みたいと思っておりますので、引き続き、桑名議員もそうですけれども、関係者の皆様の御支援、御協力を改めてお願いをしたいと思います。全力でやります。

○議長（首藤佳隆） 桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 どうもありがとうございました。ぜひ、よろしく願いまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 以上で桑名幸夫議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時51分）

（再開 午前11時52分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午後1時00分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

一般質問を再開する前に、経済建設部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 午前中、上太田公園の利活用について、玉田晶久議員より質問をいただいてた件でございますが、上太田自然公園は都市計画決定を受けた公園であるかという御質問に対しまして、受けておりますという答弁をいたしました。この公園につきましては都市計画決定を受けていない公園ということで訂正させていただきます。

あと、都市計画図において、都市計画決定の記載が漏れているのではないかとこの質疑に対しましても、これ同様、都市計画決定を受けていない公園ということで、都市計画図が正解でありますので、それも併せて訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（首藤佳隆） 説明が終わりました。

一般質問を再開します。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 議席番号13番、公明党の中島貞次でございます。本日は、2つの点について一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

1、孤独死について質問をいたします。

全国的に高齢化と核家族化が進み、高齢者の独り住まいが増え、太子町も例外ではないと考えています。その中で、周囲の人や近隣の人たちが気づかないうちに死亡しているケースもあります。その原因は病死や自殺、家の中での転倒や風呂の中で溺死したりするケースなどがあると思われませんが、太子町の現状について尋ねます。

(1) 5年から10年間の間で高齢者の孤独死の実例は。あれば、年齢別に人数とその原因について尋ねます。

(2) 地域コミュニティについて、太子町の実態はどうか。また、見守り対策について伺

います。

(3)不幸にして孤独死が見つかった場合の対処方法はどのようなものなのか。

(4)今後、高齢化社会が進む中で、孤独死を防ぐための対策はどのようにしていくべきか。

以上について尋ねます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） それでは、順番にお答えさせていただきます。

まず1点目、高齢者の孤独死の実例でございますが、年齢及びその原因についてお答えいたします。一般的に孤独死とは、独り暮らしの方が誰にも見取られることなく、自宅などでお亡くなりになり、死後しばらく経過してから発見される状態のことを指しておりますので、それに基づいて、条件に当てはまるものを申し上げます。

町内におきましては、令和元年度から令和7年12月末までの実例といたしまして、7件把握しております。年代別には60代2名、70代3名、80代2名の方となっております。死因につきましては、一般的に原因が分かりにくい場合、急性心不全というような診断もありますが、そのほか、既往症等の悪化による病死等によるものでございまして、溺死とか転倒とか、そういう事故的なものは当町においては把握しておりません。

続きまして2点目、地域コミュニティの実態と見守り対策についてでございますが、議員も質問の中でおっしゃられておられますように、全国的な傾向として核家族化により高齢者の独り暮らしが増え、またコロナ禍等も経まして近所付き合い等が減少し、地域コミュニティが希薄化しているのは当町も例外ではございません。そのような中で、本町では独り暮らしの方には限定しておりませんが、介護保険制度による介護認定を受けていない方への全戸訪問、それから安心見守りコールということで、これはお独り暮らしの方とか、あと高齢者世帯で同居者が認知症とか寝たきりの方になりますけれども、安心見守りコール事業での電話による毎月1回の安否確認、それから独り暮らし高齢者として災害時避難行動要支援者に登録していただいている方へは適宜訪問等をさせていただき、安否確認をするなどの取り組みを行っております。

安心見守りコールでございますが、これにつきましては本年1月末現在で68名の方が登録されておまして、今年度令和7年4月から1月末現在で救急搬送要請等の通報が5件あったり、健康状態などの相談が86件とかございましたので、こういうことも非常にお独り暮らしの方の不安とか、そういうところの助けになっておるのではないかと考えております。

このような形で、本町ではいろいろな方策によって見守り、実態把握というようなことを行っておりますので、また地域包括支援センターにおきましては、高齢者の相談窓口としてそのようなことでありますとか、介護制度でありますとか、必要な支援につなげられるよう日々対応しております。高齢者の異変に気づかれた際には御相談いただけるよう、周知に努めたいと考えております。

続きまして3点目、不幸にして孤独死が見つかった場合の対処方法でございますが、私ども行政職員が対応していく中での対応をお話しさせていただきます。

まず、家主でありますとか、何かお知り合いの方とかというようなことで、発見される方が町であったり、救急隊であったり、警察であったり、連絡をされますけれども、町のほうに御連絡をいただいた場合は、まず生死の確認をさせていただくというようなことで救急隊を要請いたします。救急隊のほうで生死の確認をしていただきまして、死亡が確認されましたら警察のほうへ引継ぎをさせていただきます。警察が現場と死亡された場所であるとか、御本人の状況等を確認し、事件性がないと判断されれば通常であれば警察より親族へ御遺体を引き継ぎます。親族がおられないとか、もしくは引取りを拒否される場合等もございまして、その場合につきましては

墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づき、死亡地の本町のほうで火葬のほうを執り行います。その後ですが、相続の対象となる方に御遺骨や御遺品等の引取りを依頼し、またこれにつきましても拒否された場合につきましては、火葬後、斎場の残骨灰と一緒にさせていただき、残骨灰につきましても搬出される先の寺院のほうで供養されるというような手続となっております。

また、続きまして4点目、高齢化社会が進む中で、孤独死を防ぐための対策はどのようにしていくべきかということですが、孤独死の背景につきましては健康問題のほかに家族、親族、住民同士の関係、いわゆる人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立、それから経済的困窮など複数の要因が重なっていることが多いと思われまます。これにつきましては、高齢者ということに限定されないことも多いのですが、これらの状況というのは表面化することなく進行し、次第に深刻な状況に陥ってしまうため、孤独死を防ぐ対策といたしましては地域や関係機関などによる課題の早期発見と体制づくりが肝要と考えております。その手段の1つである令和8年度から本格実施する重層的支援体制整備事業では、既存のそれぞれ困窮であったりとか、介護であったりとか、障害であったりとか、いろいろな既存の制度の隙間をなくすセーフティーネットとしての取り組み、高齢者のみならず、世代や属性を問わない相談支援、それから参加支援、居場所づくり等の地域づくりに向けた支援などを通じた包括的な支援体制として、孤独、孤立防止に寄与するものと考えており、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 いろいろ答弁いただきました。その中で、いろんな方面から手を差し伸べていただいているのですけれども、いざ亡くなられた場合に警察が初動調査といいますか、相続がない、あるいは近隣に引取りがない、拒否されるという事例もあるということなのではございますけれども、その場合に例えば今は、何かかちよつと忘れましてけれども、終活のエンディングノートなんかがあるのですけれども、訪問活動のときに、独りですからもし亡くなったときに今後どうするんやというふうなことをエンディングノートというか、終活ノートというか、それにちゃんと明記していただいたら、もし不幸にして亡くなられた後の対処がしやすいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） おっしゃるとおり、後々のことを親族がどこにいらっしゃるとか、そういうことも含めて記録をしていただければ、お独りでお亡くなりになられる方とか、後の対応につきましては非常に分かりやすく対応もしやすいというようなこともございますので、またお独りの方とか訪問させていただくときにはエンディングノート等も含め、紹介させていただき、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 人によっては、いざ亡くなっているだろうということで警察が入りましたと、ところが御本人さんは亡くなっているのですけれども、その後どないしたらええかが分からないというケースが私の経験でも多々あるのですけれども、そういうエンディングノート、終活ノートを利用して、例えば自分が亡くなった後はこの人に連絡してねと。あと、本当はもっと細かく、例えばその人が持家であれば不動産はどないするのと、持家とか田んぼとかあったりしたら、不動産も親族に任せるとか、あるいはもう勝手に売却してとか、どっかに寄贈しますわとか、そういうふうな処置が非常にスムーズに、後々正式な相続というのはちゃんと相続人がおれば登記法上とか相続はするのですけれども、あと本人がこうしてねと遺言まではいきませんけれ

ども、それに近いようなものをエンディングノートに書いておけば、後で周囲の人がそれを見れば、こうしてほしいんやなというのがある程度分かるかなと思うのですけれども、その辺は今後独り住まいで高齢者で特に病気がちな方とか、あとは自分で命を絶つ方は別にして、そういう方に対して何らかの形でそういう情報、個人情報なので当然多くの人に知らせるわけにいきませんけれども、訪問される方とその人と終活ノートなりに、もし亡くなった場合はこうしてほしいんやというようなことをお互いに気兼ねなく遠慮なく話し合える、そういう間柄をつくって記録を作ってもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 実際、介護制度等の説明に独り暮らしの方には限定されておられませんけれども、全戸訪問というような形でさせていただくときには、そういう形でいろいろな情報を共有できるような形で対応できればということで検討したいと思います。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 それと、これは地域コミュニティーにもよるのですけれども、どうしても地域コミュニティーの問題とか御本人がある場合もあるのですけれども、あと御本人が何らかの形で亡くなられたという場合に、知り合いとかいろんな方がおられればいいのですけれども、拒否された場合は町のほうでいろいろ手配しながらやっていくというような話が先ほどありましたけれども、そういう事例は過去にもありましたか。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 先ほど、件数のほうを申し上げたのですけれども、その中の事例でいきますと、実際に町で火葬した事例というのは7件中5件、お二人の方については遠方におられる御兄弟であったり、それから別居されてる御主人とかが引き取って火葬とか手続を進められておりますけれども、あとの方につきましては連絡はついたんだけど、関わり自体を拒否されておられるとか、遺産相続も含めて放棄されておられる方とかというのが残りの5件ということで、比率としては結構高いものになっております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 また、先ほど生活福祉部長が言われましたけれども、その5件について後から勝手にそんなことしてとか言われるようなトラブルは別になかったですね。それだけ確認します。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 火葬等、御遺体の引取りとか御遺骨、それから遺品とか、そのあたりにつきましては一応相続の対象になられる方とか縁続きの方には文書等で連絡を取らせていただいて確認を取った上で進めておりますので、今までそういうトラブルになったことはございません。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。そういう意味で、周りが分からないうちに独りで亡くなられて、その後の処置から最後の遺骨を焼却というたらおかしいね。言葉が浮かばないのですけれども、そこまで町として万全の体制でやっていただけるのかなというふうに思いました。ですから、できる限りその前の段階として、いつの間にか亡くなってたとかというふうな状況だけはこしらえたくはないと思いますので、最後にどなたかが何らかの形で、自殺するなり、自分であれ

は別ですけれども、病気の場合がほとんどだと思うのですけれども、何らかの形で連絡が取れる状況で亡くなっていかれるのが一番ベストかなと思いますので、今後とも孤独死につながらないようにふだんからのいろんな介護認定者以外の全戸訪問とか、安心見守りコールとか、災害時要支援者への対応とか、いろいろされておられますので、その中でそういう事例が起きないようにだけ今後も取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、大きい2番に行きます。特定小型原動機付自転車とシニアカーについて質問します。

自転車でもない、原付でもない特定小型原動機付自転車が若者世代を中心にして広まりを見せております。シニアカーも特定小型原動機付自転車も両方とも免許は要りません。また、運転免許証を返納した高齢者が移動手段としてシニアカーを利用しているケースもあります。両者は、法律上の扱いとして別々に区分されており、特定小型原動機付自転車は車両であり、シニアカーは歩行者として扱われます。その運転方法についての知識や理解がまだまだ進んでいないように思われますので、次の問いについて尋ねます。

(1)特定小型原動機付自転車の車両登録の実態はどのようなものですか。

(2)特定小型原動機付自転車とシニアカーの運転方法の違いについて、町民に対して周知しているのでしょうか。

(3)特定小型原動機付自転車について、危険運転や交通ルールを無視した行動が目につく場合が多いと聞くが、交通ルールやマナーについて講習等を行う機会はあるのか。

(4)普通車等の運転手に対して、気をつけなければいけない点を町として周知するべきと考えるが、方針はどうですか。

(5)免許返納した後の高齢者がシニアカーを所持するケースもあるが、1台購入するには30万円以上かかり、かなり高額になりますが、補助する制度はないのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 私のほうからは、まず(1)特定小型原動機付自転車、いわゆる特定小型原付の車両登録の実態についてお答えしたいと思います。

特定小型原付は、令和5年7月の道路交通法の改正によりまして、新たに位置づけられた車両区分でございまして、主に電動キックボードなどが該当するものでございます。最高速度が時速20キロ以下でございまして、車体の大きさや構造が一定の基準に適合した場合に、16歳以上であれば免許不要で運転ができるなどが特徴となっております。

当町におきます特定小型原付の登録状況でございますけれども、本日現在6台の登録となっております。制度開始から約2年半が経過した段階ではございますけれども、都市部と比較いたしますと、日常的な利用は限定的ですので、現時点では急激な増加とはなっておりません。

私からは以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） それでは私のほうから、(2)、(3)、(4)、(5)につきまして回答いたします。

(2)特定小型原付とシニアカーの運転方法の違いについて、町民に周知されているのかということでございます。先ほど、総務部長から特定小型原付について説明いたしましたので、私のほうからシニアカーについて若干説明させていただきます。

シニアカーにつきましては、規格といたしましては電動車椅子に分類されます。また、道路交通法では軽車両ではなく、歩行者と同じ扱いとされております。時速につきましては6キロ以

下、歩行速度とほぼ同じで大きさ等の規格につきましては、それぞれ定めてある規格となっております。

それぞれの運転方法の違いにつきましては、それぞれ利用対象者や用途等も異なりますので、それぞれの運転方法、操作方法につきましては、各メーカーの取扱説明書や操作説明書等により、運転者御自身で習得していただくようになりますので、町民の皆様には改めて周知はしておりません。ただし、制度、それからルール等につきましては令和5年7月の法改正に併せ、兵庫県警ほか警察関係のホームページでも広く周知されているところでございます。そのような形で、危険等も多いというようなことでございますから、本町におきましても今後必要に応じてそのようなページをリンクするなり、何らかの形で周知啓発させていただきたいと思っております。

続きまして(3)特定小型原付について危険運転や交通ルールを無視した行動が目につく場合が多いと聞きますが、それら交通ルールのマナー等を講習する機会はあるのかというような御質問でございますが、これにつきましては先ほども申し上げましたけれども、それぞれ特定小型原付につきましては道路の左端を通るでありますとか、車両と同じような扱いになるとか、実際に飲酒運転もいけないとか、そういうふうなルール等もございます。それにつきましては、同じような形で周知啓発させていただくのですけれども、購入時にその車両等に附属いたします安全利用ハンドブック等において御自身にて確認していただき、今後必要に応じて講習や啓発を検討したいと考えております。しかし、現時点におきましては、先ほども総務部長のほうから申し上げましたが、町内で登録台数6台、それで実際に私自身も日常的に見かけることがほぼありませんので、現実的にはこういう特定小型原付についての周知も必要なのでございますが、実際には法改正等により厳しくなった自転車における危険運転、それから罰則、この4月から青切符制度等も導入されますので、そういう啓発、注意喚起等のほうにちょっと重きを置いて実施したいなというように考えております。

(4)普通車等の運転者に対して気をつけなければいけない点を町として周知するべきであるということでございますが、特定小型原付に特化した注意点としてはありませんが、歩行者、それこそ先ほどのシニアカーでありますとか自転車、それから通常の原動機付自転車等、いろいろな交通主体が道路を使用する中で、普通車等の運転者に対しても十分な注意喚起を行う必要がございますし、交通事故防止の観点から、そういう注意事項でありますとかルールというものを周知することは重要であると認識しております。

通常、運転する際の交通ルール等を遵守していただくことで、交通事故というのはほぼ防止できるようになると思うのですけれども、今後とも全ての道路使用者が互いに配慮し、安全に通行できるよう、全般として啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(5)でございます。

免許を返納した後の高齢者の方がシニアカーを所持するケースもあるが、高額となるので補助する制度はないのかというようなことでございます。日常生活に必要な活動のために、足腰が弱くなされた高齢者の移動支援の1つとしてもシニアカーというのは使用されております。例えば、先ほども申し上げましたが、分類といたしましては電動車椅子ということでございます。介護保険の福祉用具貸与の対象項目で電動車椅子に分類され、介護状態の方、例えば要介護2以上であれば購入ではなく、1割から3割の負担でレンタルで利用することが可能となっております。購入される場合は現在のところ、本町におきましては補助制度はございません。しかしながら、高齢者のタクシーチケット制度、運転免許を返納されますと、タクシーチケットのほうを1回限りではございますが、配付させていただいたりというようなこともございますので、そのようなものも活用していただけたらと思っております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 特定小型原付は二輪から四輪まで幅広くあります。今、総務部長が言われた電動キックボードというのは多分二輪やと、二輪の登録が6台というふうに理解します。ということは、三輪とか四輪のもっと大きいものはまだ普及していないんだなと思います。特定原付のナンバープレートは水色で表示されます。ちょっと四角い大きめのやつかな。これから多分電動キックボードの場合は、特にちまたでよく報道で見るとは交通ルールを無視した動きをするというケースもありますので、その辺だけやっぱ注意喚起だけは、特に若い世代に多いのかなというふうに思います。その辺だけは、どっかの時点でやっぱり注意喚起していただきたいのかなと思います。

それから、特定小型原付は自転車と同様に扱おうと、何か頭の中が整理できてないのですが、車両の中には、まず一番基礎から頭の中を整理せなあかんのですが、自転車は車両の一部になります。当然、免許証は要りません。特定原付も免許証は要りません。次の原付からは当然免許証が要ります。そういう制度なのですけれども、ということは16歳以上の方であればどなたでも電動キックボードを中心にして電動小型原付は運転できるわけです。免許証なしでも十分運転できるということは、自転車の交通ルールをある程度理解してなかったら、いきなり電動小型原付を運転しようと思っても、交通ルールをきっちり理解してなかったら非常に危ないことになると。もし、16歳から運転するとすればですね。それまでには小学校、中学校で自転車教育を多分受けてはると思うのですが、電動キックボードですから、結構スピードが出ます。20キロ以上超えることはないのですが、最高が20キロまでというふうに限定されているのですが、運転方法について安全にやっってくださいねということを知周すべきではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 今、議員おっしゃられたように、電動キックボードに行く手前の自転車等における交通安全教育であったりとか、そのあたりも進めてまいりますし、今回質問いただいております特定小型原付につきましても、最近法制化されたものでございますので、台数は少ないですが、ホームページ等を含めて、例えば車両の信号に従うものであったりとか、標識であったりとか、どういうものに従うのかであったりとか、実際これなどは自賠責等も加入しないといけないとか、いろいろ制限がございますので、そのあたりのルール等につきましてはホームページ等でリンクを貼ったり、本町でホームページを作ったりというようなことで周知啓発させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後、導入される方もいらっしゃるかもしれませんが、特定小型原付の特徴で最高速度20キロで免許なしでもいけます。だから、高齢者で免許返納されても乗れますよ。ただ、万が一の事故の際があるので、自賠責はちゃんと入ってくださいなとか、そういうふうなことが必要かなと思うのですが、特定小型原付でも二輪、三輪、四輪とあるわけです。四輪になると、外見上はシニアカーと似たような感じになるのです。キックボードやったら、別にシニアカーと間違えることはないのですが、特定原付も四輪ぐらいになると、シニアカーと姿形になっちゃうので、じゃそのときに自動車の運転手としての立場から見たときにどう理解するか。だから、歩道を走っていたら、それはシニアカーです。一般公道を走っていたら、それは特定小型原付やというふうに広い道では理解できるのですが、ところが狭い道

ではどっちがどっちか分かりにくいという状況があると思うので、今後左側通行をしたら、それは特定小型原付ですと、右側通行する四輪の車があったら、それはシニアカーですよというふうな立て分けをきちんとしないと、事故が起きちゃう可能性もあるのかなというふうな感じがします。普通は、特定原付は車と一緒に左側通行、シニアカーは歩行者と一緒に右側通行という違いがあるので、キックボードは別に見た感じでそれは明らかに二輪か三輪もあるのか、ちょっと分からないですけども、それは左側通行をちゃんとして横断歩道もちゃんと渡って、交差点に行ったら真っすぐ進んで右折する場合、真っすぐ進んで向こうへ行って、向こうの信号が変わったら右折するとか、自転車と一緒にすわ、そういうルールがあるんですけども、その辺の細かいルールについて、普通車というか、軽四というか、運転する側から見たときに、きちっとこれはこうやなというのをある程度理解しておかないと、事故を起こしてしまう可能性がないのかなという心配をします。先ほど聞いたのは、まだキックボードは6台ですから、四輪の特定小型原付はまだ普及していないみたいですけども、町外へ行ったときにそういうのに会うと、ちょっと気をつけてもらわないといけないのかなということで、4番に質問させてもらったので、だから小型原付とかシニアカーを運転する側じゃなしに、端から見たときにどう捉えるかということ、その注意点についてを皆さんに周知するべきかなと思いましたので、質問させていただきました。それ、返答だけお願いしますか。だから、その辺の周知をこれから図面等で分かりやすく皆さんに周知してほしいなと思いますが。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 今、おっしゃられた普通車を運転してる側から見た場合の注意点というの、私もこの質問があってから、いろんなところのホームページを見せていただきましたら、県警のほうにも通行帯であったりとか、こういうところを通るんだよというようなことであったりとか、いろんなこと書いてありましたので、今後そのあたりを利用させていただいて周知啓発をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） この特定小型原付につきましては、警察庁とか内閣府のホームページ等を見ても、事故件数が増加傾向であるとか、単独事故とか転倒が多いとか、飲酒事故の割合が高いとか、交通ルール違反が多いとか、また自転車と比べても、歩行者衝突リスクが高いとか、こういった問題点がございまして。

今後、町といたしましては、ルールの周知とか安全性の強化であるとか、高齢者や歩行者の安全確保、あと走行環境の整備であるとか、いろんな課題がございまして。今現在、税務課のほうでやってることといいますと、ナンバープレートの交付時に、そこまで詳しくは書いておりませんが、一般的な交通ルール、誰が乗れるのか、どこを走れるのか、利用するにはどうすればいいのか、ナンバープレートの取り付け方、そういったことの啓発に限りませんが、そういったチラシなんかも配付しながら、交通安全についても啓発のほうをやっておるといったところでございまして。いずれにしても、これについては今後の課題というふうな形で捉えておりますので、また研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後、太子町においてどこまで特定小型原付が普及するかどうかは分かりませんが、大都市においては結構普及しているケース、夜中でも走っているケース等々あるらしい。太子町では聞きませんが、16歳以上であれば、いわゆる高校1年生以上であれば

免許がなくても走れるわけですから、昔は免許がなかったら原付も乗れなかった16歳という年齢ですけれども、免許証なしでもキックボード、時速20キロまで限定なのですけれども、乗れるということなので、今後太子町としてもそういう安全対策なり、また何らかの形でいろいろ啓発のほうだけよろしく願いいたします。この部分については、この前も高齢者講習を受けましたけれども、全然そういう話はなかったですから、まだまだあれなんかなと思いつながら、町としての対応だけ聞かせていただきました。今後とも、生活環境課を中心にして住民の安全・安心な交通ルール体系だけよろしく願いします。

あと一点だけ、ちょっと質問ではないのですが、昨日走ったときに結構路側帯がなくなって、これは危ないなど。路側帯がなければ、車は結構左に寄っちゃうのです。路側帯があれば車というのは路側帯に沿って走ろうとするからあれなのですけれども、小型原付が発展するにしたがって、交通の社会環境、ハード面はやっぱりきちっとしていてもらいたいなというのを思いますので、これからもまた交通安全を中心にしてよろしく願いします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（首藤佳隆） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月2日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後1時48分）